

芸西村地域防災計画

【総則編】

令和2年10月改定

芸西村防災会議

目 次

第1章	計画の趣旨	1
第1節	計画の目的	1
第2節	計画の構成	2
第3節	重点を置くべき事項	2
第4節	計画の効果的な推進	3
第5節	計画の修正	3
第6節	高知県地域防災計画との関係	3
第7節	計画の周知徹底	4
第2章	芸西村の特性	5
第1節	地理的条件	5
第2節	社会的条件	7
第3節	気象条件	8
第4節	地質、地層構造	8
第5節	災害の特徴	9
第3章	地震被害想定	12
第1節	高知県版南海トラフ巨大地震による被害想定	12
第4章	防災ビジョン	19
第1節	災害に強いむらづくり	19
第2節	災害時要配慮者等の支援に資する人づくり	20
第3節	コミュニティ防災力の向上	21
第5章	芸西村防災会議	22
第1節	設置及び所掌事務	22
第2節	組織及び運営	22
第6章	防災関係機関	23
第1節	防災関係機関の責務	23
第2節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	24
第7章	村民、事業所の責務	29
第1節	村民	29
第2節	事業所	29
第8章	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	30
第1節	整備箇所	30

第 1 章 計画の趣旨

第 1 節 計画の目的

芸西村地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年（1961 年）法律第 223 号）第 42 条に基づき、芸西村防災会議が作成する計画であり、村に係る防災に関して、次の事項を定めることにより、村民の生命、身体及び財産の保護と福祉の向上に資することを目的とする。

また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年（2002 年）法律第 92 号。以下「特別措置法」という。）第 5 条の規定に基づき、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 1 事務又は業務の大綱

芸西村の地域に係る防災に関して、村及び防災関係機関の処理すべき事務、又は業務の大綱

第 2 予防

防災施設の設備、防災教育、防災訓練及びその他災害予防に関する事項

第 3 拡大防止

災害の拡大を防止するための災害応急対策に関する事項

第 4 復旧

災害復旧に関する事項

第 5 その他災害対策

その他の災害対策に関して必要な事項

第2節 計画の構成

第1 芸西村地域防災計画の構成

芸西村地域防災計画は、「総則編」、「一般対策編」、「地震・津波対策編」、「火災及び事故災害対策編」、「資料編」で構成する。

第3節 重点を置くべき事項

本村は、自然災害が発生しやすい立地条件にあり、これまで災害発生原因を確認するとともに、災害要因等への対策を講じてきた。それらを踏まえた上で、近年の集中豪雨災害等、予期せぬ災害が発生する傾向が増えていること等を考慮した対策を推進する。

また、本村の属する高知県は、南海トラフを震源とする地震に、100年～150年の周期で繰り返し襲われている。地震による家屋の倒壊や津波により、多大な人命及び財産を失っている。

このため、本村においては、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、村民が一体となって、建築物の耐震対策、津波避難対策、人づくり・地域づくり対策について、ソフト対策を優先し整備する。

また、ソフト対策を補完するものとして、効果的なハード対策を推進し、減災に向けた施策の一層の充実を図る。

過去に発生した南海地震は、東海地震や東南海地震と同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生する。このため、こうした可能性を考慮するとともに、被害の広域性や地域の孤立等の災害特性等も踏まえて、対策を進める。

地域における生活者の多様な視点に配慮した防災対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進める。

第4節 計画の効果的な推進

本計画を効果的に推進するために、本村は、県及び他関係機関との連携を図りつつ、以下の項目に関する取り組みを行う。

第1 アクションプラン

本計画に基づくアクションプラン（実践的応急活動要領を意味する。以下同じ）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底を図る。

第2 点検と見直し

計画、アクションプランの定期的な点検と見直しを行う。

第3 チェック

他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェックを行う。

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、芸西村防災会議が毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

各機関は、関係ある事項について、芸西村防災会議が指定する期日までに計画修正案を総務課まで提出する。

第6節 高知県地域防災計画との関係

芸西村地域防災計画は高知県地域防災計画（以下「県防災計画」という。）を基準とし、共通する計画は県の計画を準用し、県防災計画において市町村が作成すべきものとして指定されている事項は、本村の実情に合わせて作成する。

第 7 節 計画の周知徹底

芸西村地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条第 4 項の定めに従い、村の職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要施設の管理者等に周知徹底させるとともに、特に必要と認める事項は村民にも広く周知を図る。

[注記] 本計画における用語について

村 民	芸西村に住所を有する者、他県、他市町村から通学・通勤する者及び災害時に村に滞在する者等
災害時要配慮者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児及び妊産婦等、防災知識の習得、災害発生時の危険の察知や迅速な行動が困難なため、身を守るために配慮が必要な方々
避難行動要支援者	災害時要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援が必要な方々
防災関係機関	国、県、村、指定公共機関及び指定地方公共機関
関係機関	防災関係機関以外でその分野における防災に関係する機関
県	高知県の部局、高知県警察及び出先機関、高知県教育委員会等
村	芸西村の課室局、行政委員会、一部事務組合、消防機関（消防署、消防団を含める）
自衛隊	陸上、海上及び航空自衛隊
ライフライン	電力、ガス、上下水道及び通信の事業
避難場所	津波などから一時的に避難するための高台や津波避難ビル等
避難所	災害時に自宅が全壊した場合や、水や電気等が使用できない場合に、一定期間生活を送る建物等

第2章 芸西村の特性

第1節 地理的条件

第1 位置

本村は、高知県の東方30kmに位置し、東は安芸市、西部及び北部は香南市と接している。

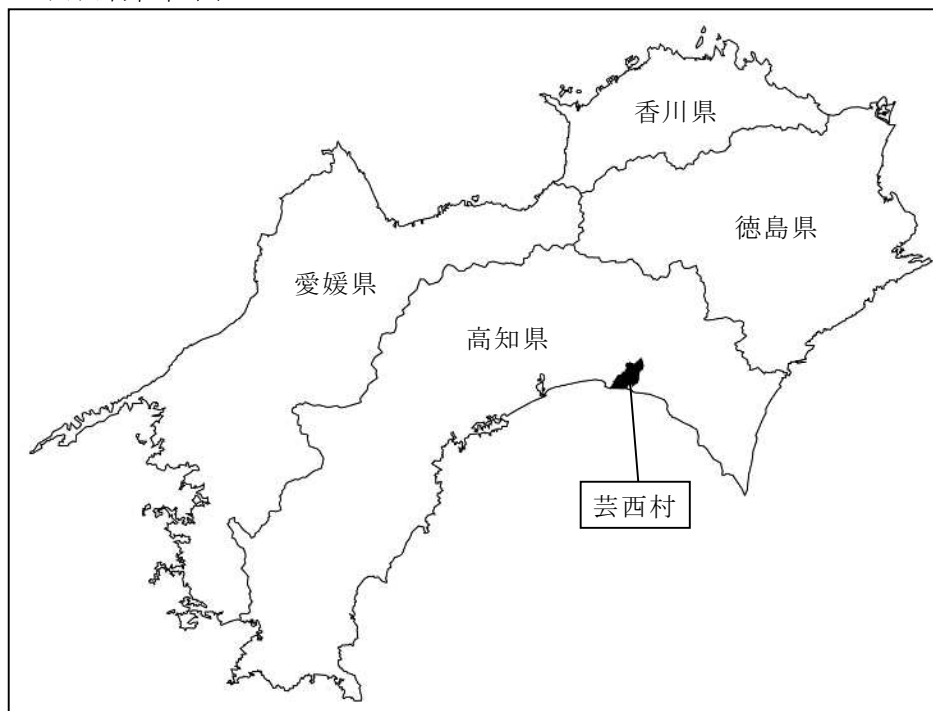
北からは四国山地の支峰が伸び、西は手結山台地、東は八流台地に囲まれており、その間を和食川の支流である長谷川、谷内川、久重地区から流れる赤野川とともに、芸西平野を形成し、土佐湾に流れ込んでいる。

村の南は土佐湾に面し、北は山地、東西は台地に囲まれている。

第2 面積

本村は、東西約5km、南北約9kmに走り、総面積は39.63km²となっている。

■ 芸西村位置図



第3 地勢

1 山地

長谷寄方面から瓜生谷へ続く山麓地帯は、急な傾斜が続いている。そのため、地すべり、土石流発生の可能性をもつ小溪流等があり、土砂災害が起きやすくなっている。

2 河川・水系

和食川を山地から平野部へとつなぐ段丘や平野は、川幅が狭く、洪水の危険性を含んだ地形となっている。

こうした水害を防ぐため、和食川下流部では、改修工事、ほ場整備、かんがい排水事業が行われているほか、下流部の小河川や、上流の河道の直線化や護岸工事が完成している。このため、現状の内水被害は大幅に減少している。

3 海岸

本村の海岸部には、幅 100～200mの砂丘が形成され、和食川や長谷川により運搬された土砂が砂丘の背後に堆積し、排水性の悪い湿地や、はん濫による被害を受けやすい平野を形成している。

第2節 社会的条件

第1 土地利用

本村の土地利用は、次のとおりである。

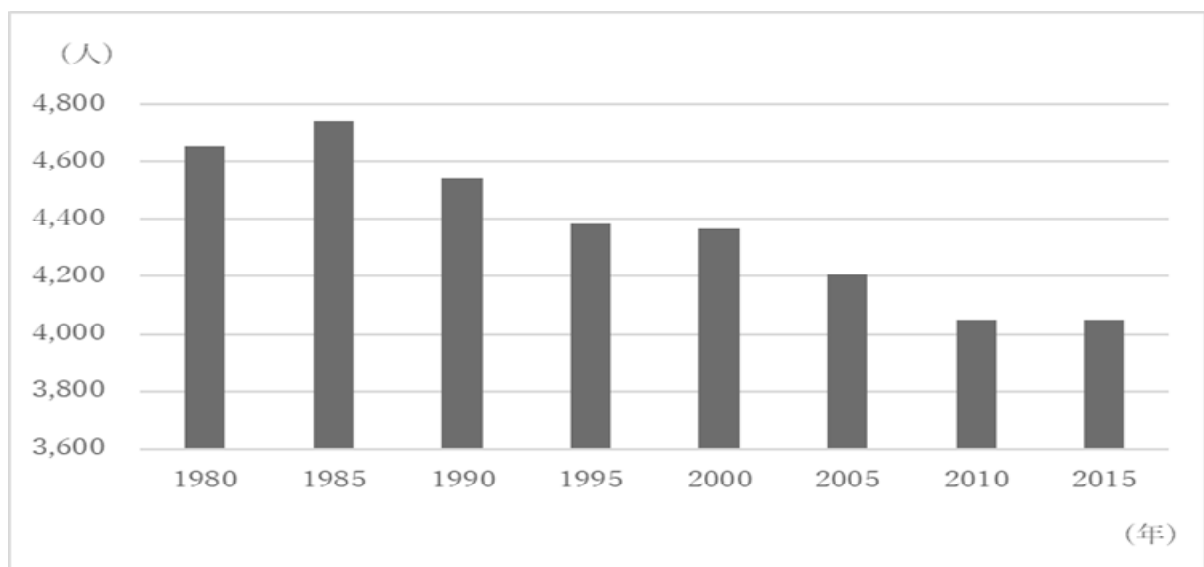
総面積	39.63 km ²	(100.0%)
可住地面積 (可住地内の耕地面積)	10.33 km ²	(26.0%)
林野面積	29.30 km ²	(74.0%)

(農林水産省「2015年農林業センサス」による)

第2 人口・世帯

本村の人口について、昭和55年(1980年)は4,653人だったが、人口減少傾向が続
き、平成27年(2015年)には3,858人(男:1,802、女:2,056)、1,724世帯となっ
ている。

<人口の推移>



(総務省「国勢調査」による)

第3節 気象条件

第1 気温

気候は、四国山地を背にし、南は黒潮の流れる太平洋に面しているため、高温多湿で、本村地域の年平均気温は 17.2℃であり、年平均日照時間は 2,172.6 時間となっている。(気象庁調べ、平成 31 年 (2019 年))

第2 降水量

安芸観測所における過去 28 年間 (昭和 56 年 (1981 年) から平成 20 年 (2010 年)) の年平均降水量は 1,965 mm/年となっている。

過去の観測記録では、平成 16 年 (2004 年) に最大日降水量 223 mm/日を記録しているほか、平成 13 年 (2001 年) 151 mm/日、平成 20 年 (2008 年) 292.5 mm/日と記録されている。

また、最大 1 時間降水量の平均は 48.6 mm/h で、平成 10 年 (1998 年) には 61 mm/h、平成 16 年 (2004 年) には 61 mm/h、平成 20 年 (2008 年) は 83 mm/h を記録している。

第4節 地質、地層構造

2 級河川である和食川流域の地質は、中生代白亜紀の四万十層群に属している。四万十層群は、房総半島から赤石山脈、四国山地南部、九州山地南部、沖縄本島まで続く 1,800km の帯状の地質構造である。この四万十層群を基盤としている地域は、地質学では四万十帯と呼ばれ、西南日本外帯に属している。平野部と海岸部では、これらの互層と砂岩、泥岩とを主体とする未固結の沖積層地層が広く分布する。

第5節 災害の特徴

第1 被害内容

本村地域で発生する災害は、大きく2つに大別される。

1 自然現象

台風、集中豪雨、大雨を要因とする風水害、地震及び津波等の異常な自然現象による災害

2 人為的原因

大規模な火災、爆発等の人為的原因により生ずる災害

3 被害想定

本村の被害想定は、過去の災害実績等を考慮し、台風、集中豪雨及び地震による被害を想定することとし、大規模な火災、爆発による被害は、この被害想定に含まれる。

本項では、過去において村が被った災害歴について整理するが、特に台風及び大雨により多大な被害を受けていることがわかる。

■ 過去の災害の記録

発生年月日	災害の種類	被害状況等
昭和28年9月	台風 第13号	【被害状況】 和食川の堤防の決壊
昭和32年	突風	【被害状況】 住家被害 和食叶木 家屋破損
昭和34年	台風 第15号	【被害状況】 和食川の堤防の決壊
昭和47年	台風 第17号	【被害状況】 集中豪雨のため浸水(馬ノ上等)
平成元年8月30日	豪雨	【被害状況】 住家被害：一部破損4棟 床上浸水11棟 床下浸水27棟 農林水産施設：農地269か所 施設250か所 工事80か所 農産被害：水稲70ha 野菜169ha ビニールハウス117ha 治山被害：2か所 被害総額：2,612,866千円
		【気象概況】 8月29日黄海にあった低気圧は発達しながら北東に進み、30日3時には朝鮮半島に達した。一方太平洋高気圧が日本の南東海上から四国沖まで張り出し、四国地方は南からの暖湿気流で大気的不安定な状態が強まった。30日の早朝から高知県の中東部で局地的な激しい雷雨となり、芸西村では7時から9時までの2時間で220mmの豪雨を記録した。
		【雨量】 総雨量：307mm 4時～15時 1時間雨量：114mm 9時まで

発生年月日	災害の種類	被害状況等
		<p>【芸西村の状況】</p> <p>芸西村では、30日7時50分に災害対策本部を設置し、村民に対し緊急の注意を呼びかけた。なお、村役場にも落雷し、防災行政無線のブレイカーが半分以上も燃えた。</p>
平成10年6月21日 ～26日	梅雨前線 大雨	<p>【気象概況】</p> <p>21日は梅雨前線が活動を強め四国付近まで北上し、夜低気圧がこの前線上を通過した。その後南から太平洋高気圧の縁を回る暖湿気の流入が強まり、大気の状態が不安定となる。高知県では、24日朝から26日早朝にかけて全域で局地的に激しい雨となった。</p>
		<p>【雨量】</p> <p>日降水量：263mm(25日)</p>
平成10年9月23日 ～25日	豪雨	<p>【被害状況】</p> <p>住家被害：床下浸水7棟</p>
		<p>【気象概況】</p> <p>23日低気圧に伴う前線が四国の南海上に停滞し、大気の状態が不安定となる。24日朝から25日明け方にかけては、前線が瀬戸内付近に停滞し活動が活発となり、この前線に向かって南から太平洋高気圧の縁を回る暖湿気の流入が強くなり、高知県では、23日夜から25日夜にかけて断続的に雨が降り続いた。</p>
		<p>【雨量】</p> <p>最大1時間降水量：96mm(24日) 日降水量：167mm(24日)</p>
		<p>【芸西村の状況】</p> <p>24日9時に災害対策本部を設置し、25日17時に同本部を解散</p>
平成16年10月20日	台風 第23号	<p>【被害状況】</p> <p>浸水：農地70ha 家屋 床上3戸 床下30戸</p>
		<p>【気象概況】</p> <p>13日9時にマリア諸島近海で発生した台風第23号は、20日13時頃、大型で強い勢力(中心気圧950hPa、中心付近の最大風力40m/s)で土佐清水市付近に上陸した後、土佐湾に抜け、15時頃室戸市付近を通過して徳島県に達した。</p>

第2 風水害の被害想定

1 台風

昭和28年(1953年)台風13号級の台風が本村周辺を襲った場合を想定する。

2 集中豪雨

平成元年(1989年)の100mm/h程度の降雨があった場合を想定する。

第3 災害特性

本村で想定される気象災害は、一般に地震津波、風水害、及び大火である。

特に台風、低気圧、前線及び季節風による風水害については、中小規模であるが発生率は高い。

1 大雨・台風

台風、低気圧、前線及び季節風による風水害は、中小規模であるが特に発生率が高い。

台風は春期から秋期にかけて、毎年1～2個高知県に影響を及ぼしており、特に県西部に上陸する進路をたどる台風に至っては、十分な警戒を要する。

また、風は台風が北緯27度を通過するころより、10m/sを超える風が吹き始め、高波とともに、海岸部では直接被害を受ける場合が多い。

さらに、河口水位の上昇により、河川流への影響が危惧される。

2 突風・竜巻

近年高知県では、被害をもたらす突風や竜巻が発生している。平成24年7月12日には芸西村で竜巻とみられる突風が発生し、農業用のハウスや倉庫、作業小屋30棟が全半壊となった。平成24年10月23日には奈半利町で突風発生し、住家一部損壊等の被害が出た。また平成25年9月4日には安芸市と宿毛市でそれぞれ竜巻が発生し、ビニールハウスの一部損壊や、住家の屋根瓦のめくれ、樹木の枝折れなどの被害が確認された。本村での突風及び竜巻の発生も多く、注意が必要である。

3 土砂災害

四国は、全国と比較して土砂災害の危険度が高い。それは、四国の地質・地形にある。地質は中央構造線などの影響を受けて脆弱であり、重荒廃地域面積の割合が極めて高いものになっている。また、地形も急峻で、加えて台風の常襲地帯であり、豪雨災害を受けやすい条件を備えている。過去には大規模な土砂災害も起きており、警戒が必要である。

4 地震災害

(1) 発生頻度の高い一定程度の地震・津波：L1

平成15年度に県が公表した地震・津波予測（安政南海地震クラス）を最新の地形や地盤データにより再度推計したもの

(2) 最大クラスの地震・津波：L2

ア 最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波

イ 現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの

第3章 地震被害想定

第1節 高知県版南海トラフ巨大地震による被害想定

南海トラフ沿岸地域では、マグニチュード8クラスのプレート型地震が100～150年周期で起きている。1946年の昭和南海地震以降、70年以上経過しており、30年以内の発生確率が70～80%程度とされている。

本計画では、「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」（平成24年12月10日）、「高知県版 南海トラフ巨大地震による被害想定」（平成25年5月15日）に基づき、以下の通り被害を想定する。

被害想定の対象となる地震・津波は、最大クラスの地震・津波と、発生頻度の高い一定程度の地震・津波となっている。

○発生頻度の高い一定程度の地震・津波：L1

- ・平成15年度に県が公表した地震・津波予測（安政南海地震クラス）を最新の地形や地盤データにより再度推計したもの

○最大クラスの地震・津波：L2

- ・最新の科学的知見に基づく発生しうる最大クラスの地震・津波
- ・現在の科学的知見では、発生時期を予測することはできないが、その発生頻度は極めて低いもの

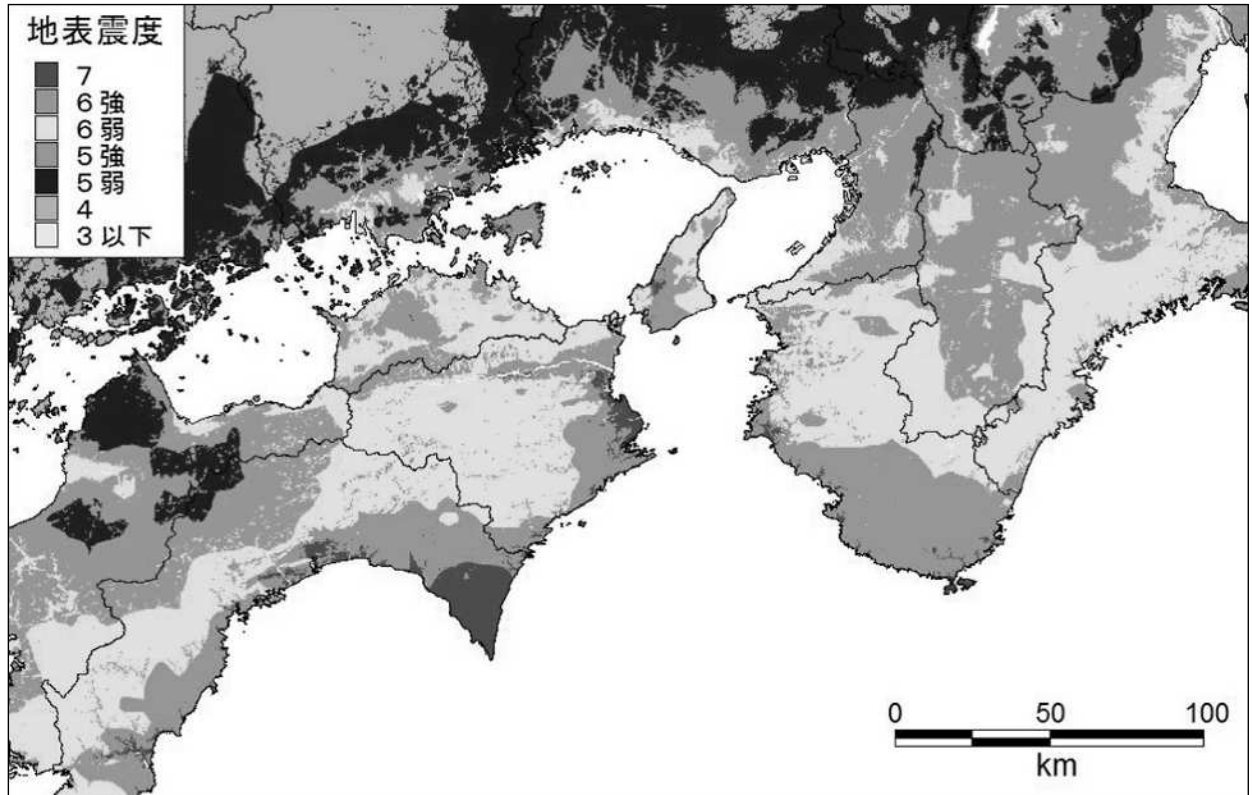
第1 地震動・津波の設定

1 震度

内閣府の南海トラフ巨大地震のモデルの検討においては、震源を点ではなく、静岡県から宮崎県にまたがる12の「強震動生成域」（強い地震波を発生させる領域）で考えており、この12の「強震動生成域」すべてについて、基本ケース以外に、東側や西側、陸側にずらした、あわせて48ケースで揺れをシミュレーションしている。

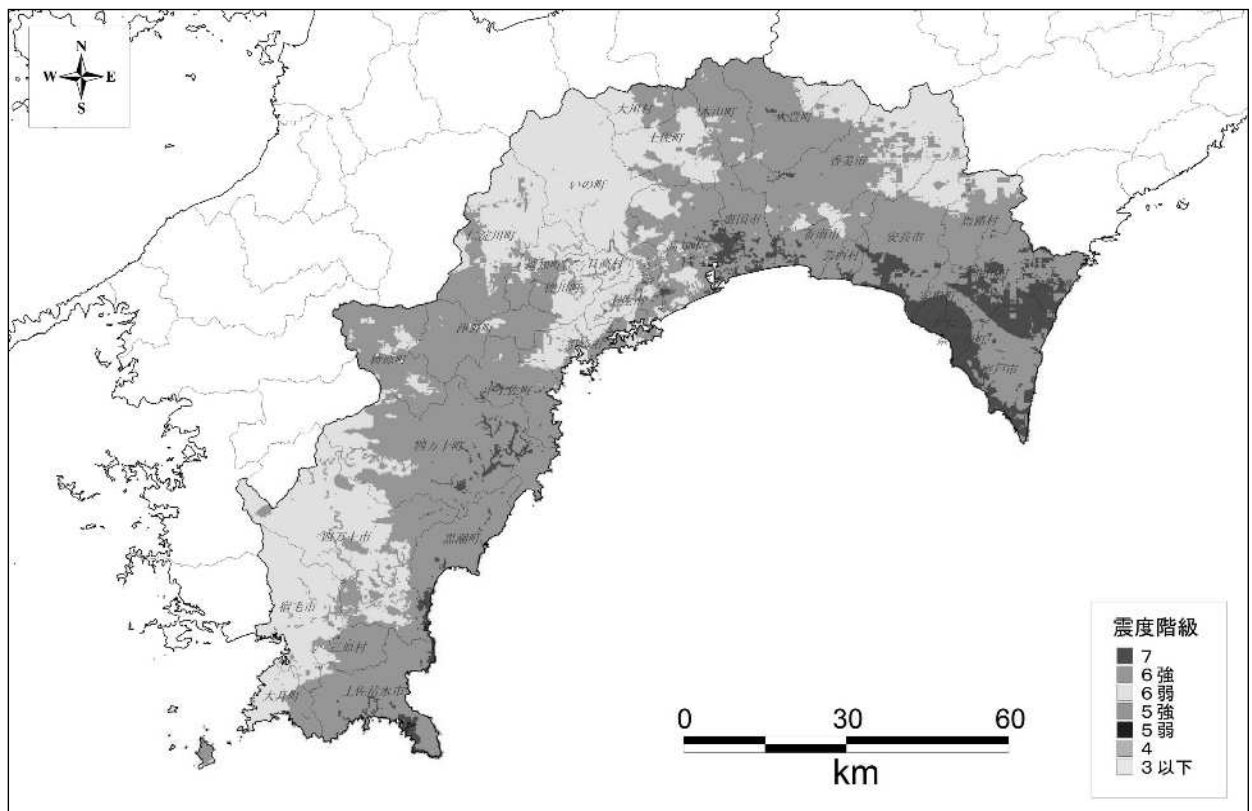
本村が最も強い揺れに見舞われるケースは、土佐湾の「強震動生成域」がさらに東側にずれた「東側ケース」で、芸西村では村内全域で震度6強から震度7となる。これにさらに詳細な地形的要素を加えた高知県の想定においても、芸西村は、震度6強から震度7となる。

国の震度の想定のうち、芸西村で最も震度が大きくなる「東側ケース」



「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」平成 24 年 8 月 29 日内閣府

高知県による震度の想定（最大クラス重ね合わせ）



「高知県第二版 南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測の結果」平成 24 年 12 月 10 日

2 津波

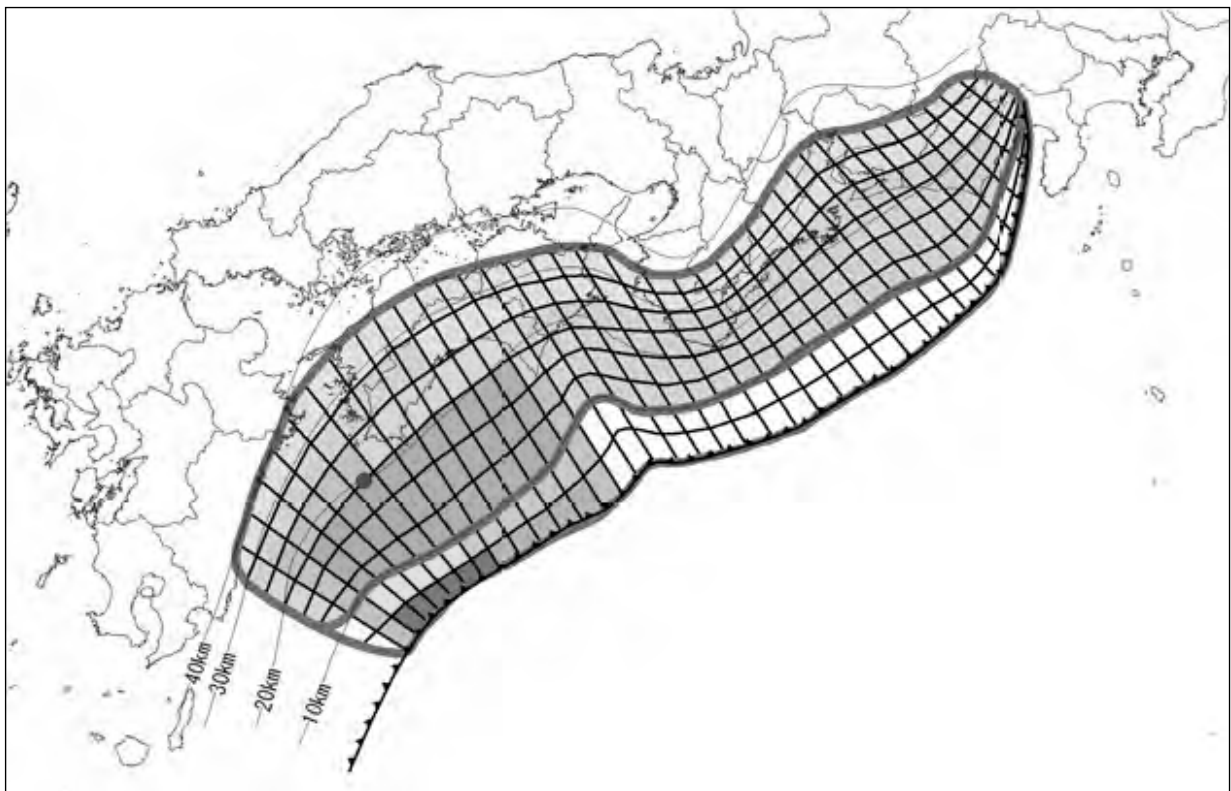
津波については、内閣府の南海トラフ巨大地震のモデルの検討においては、「大すべり域+超大すべり域」の設定場所によってケース①～⑤の5つの基本ケースが考えられ、さらに派生的な6ケースをあわせて11のケースが検討された。

高知県の検討では、国の11ケースのうち、ケース③、④、⑤、⑨、⑩、⑪の6ケースが採用され、「強震動生成域」と組み合わせて市町村ごとに検討を行い、芸西村は、「四国沖～九州沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定するケース⑤で津波の高さが最大かつ到達時間も最短となった。

高知県の想定によると、「最大クラスの地震・津波」(L2)において、浸水深30cmの津波は、芸西村の海岸に10～20分後に到達し、30～40分後には平野部が内陸1km程度までが浸水する。

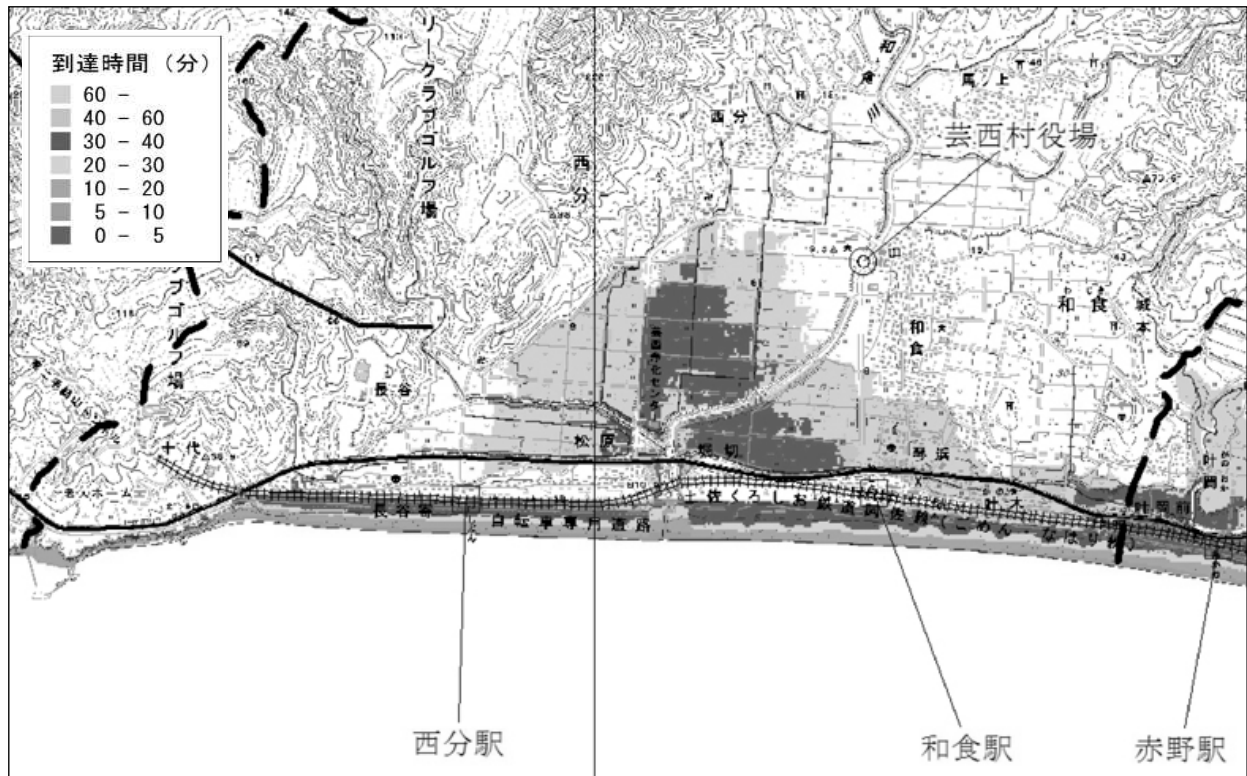
また、最大浸水深は、多くの浸水想定区域で1～10m、一部地域では15mに達する。

国のモデルによる、芸西村に最大の被害が及ぶ津波ケース（津波ケース⑤）



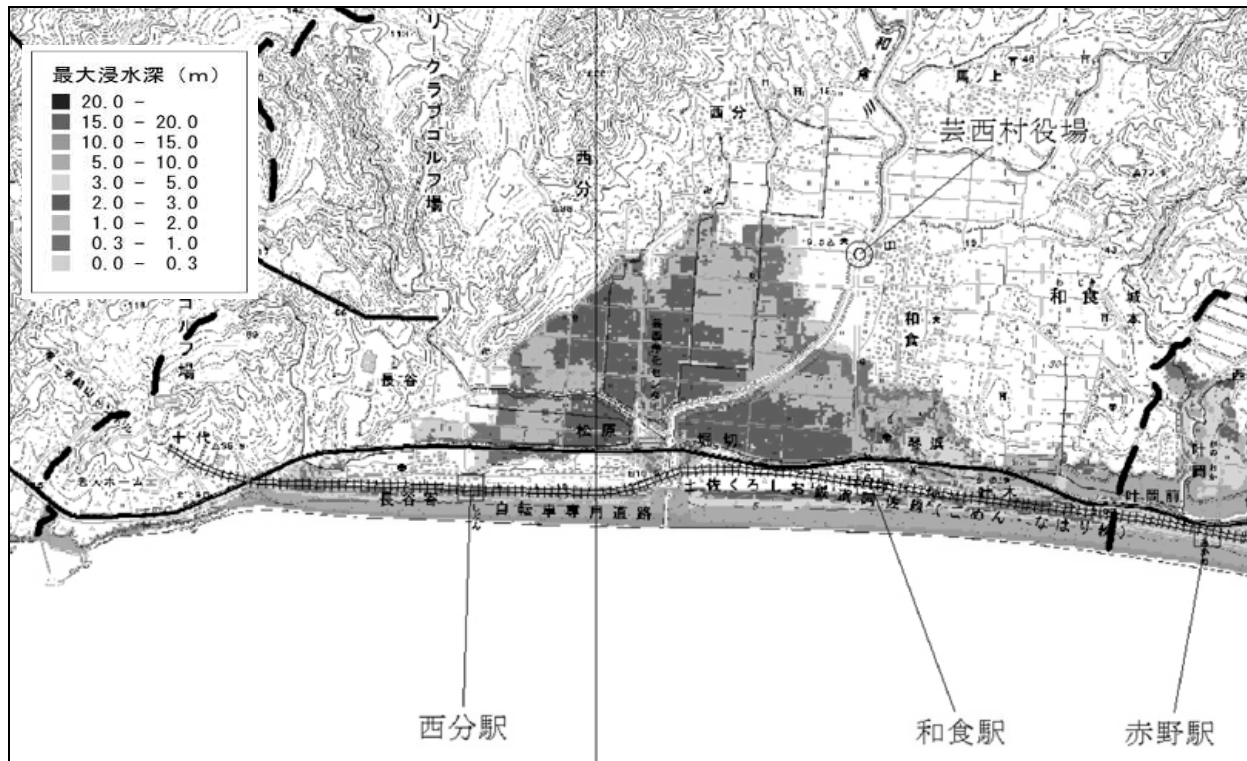
「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」平成24年8月29日内閣府

高知県のモデルによる 30 cm の津波の到達時間の予測



「高知県版第 2 弾」南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測 (平成 24 年 12 月 10 日)

高知県のモデルによる津波浸水深の予測



「高知県版第 2 弾」南海トラフの巨大地震による震度分布図・津波浸水予測 (平成 24 年 12 月 10 日)

〔参考〕 県内市町村ごとの被害が最大になる強震動生成域・津波ケースの組み合わせ

		津波						
		浸水域外	ケース③	ケース④	ケース⑤	ケース⑨	ケース⑩	ケース⑪
地震	基本ケース				四万十市		黒潮町	
	陸側ケース	香美市 本山町 大豊町 土佐町 大川村 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 梶原町 日高村 津野町		高知市 南国市 香南市			須原市 中土佐町 四万十町	
	東側ケース	北川村 馬路村		室戸市 東洋町 田野町 安田町	安芸市 芸西村 土佐市	奈半利町		
	西側ケース	三原村		宿毛市 土佐清水市 大月町				

【地震動ケースの説明】

地震動4ケースとは、強震断層モデルとして、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（平成24年8月29日：内閣府）で示されたものであり、それぞれ基本ケース、東側ケース、西側ケース、陸側ケースと呼ばれている。

基本ケース：中央防災会議による東海、東南海・南海地震も検索結果を参考に設定

東側ケース：基本ケースの強震断層生成域をやや東側（トラフ軸に概ね平行に右側）の場所に設定

西側ケース：基本ケースの強震断層生成域をやや西側（トラフ軸に概ね平行に左側）の場所に設定

陸側ケース：基本ケースの強震動生成域を可能性のある範囲で最も陸側（プレート境界面の深い側）の場所に設定

【津波断層ケースの説明】

津波断層モデルは、津波を推計するためのものであり、「南海トラフの巨大地震モデル検討会（第二次報告）」（平成24年8月29日：内閣府）において11ケースある。高知県では、そのうち、高知県の海岸線で最大の津波高が発生する、ケース③、④、⑤、⑨、⑩、⑪を津波6ケースとした。

3 被害の想定

高知県の想定によると、「最大クラスの地震・津波」(L2)の場合、芸西村での最大の死者は180人(うち、津波による死者が150人)、負傷者数が200人、村外からの流入者を含む1日後の避難者数は1,700人に上ると推計されている。

これらは、その数の多さもさることながら、こうした未曾有の地震・津波発生時には、高知県沿岸の他市町村も広域にわたって被災し、国道も寸断され、応援を簡単には得られない状況であることを想定しておく必要がある。

一方、「発生頻度の高い一定程度の地震・津波」(L1)の場合は、芸西村での津波による死者は若干名、村外からの流入者を含む1日後の避難者数は30人と推計されている。

なお、「最大クラスの地震・津波」(L2)の場合、10分後に全員が避難を開始すると想定して、芸西村での死者は若干名、村外からの流入者を含む1日後の避難者数が950人と推計されている。

高知県による芸西村の被害想定

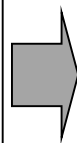
ケース被災	地震動	L1		東側 (L2)	
	津波	L1		ケース⑤ (L2)	
条件		現状	対策後	現状	対策後
建物棟数		1,770			
建物被害	液状化 (棟)	*	—	*	—
	揺れ (棟)	*	*	330	40
	急傾斜地崩壊 (棟)	*	—	*	—
	津波 (棟)	0	—	100	—
	地震火災 (棟)	*	—	30	—
	合計 (棟)	*	—	460	—
人口 H17 国勢調査		4,119			
人的被害 (死者数)	建物倒壊 (人)	*	*	30	*
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物 (人)	*	—	*	—
	津波 (人)	*	*	150	*
	急傾斜地崩壊 (人)	*	—	*	—
	火災 (人)	*	—	*	—
	ブロック塀 (人)	*	—	*	—
	合計 (人)	*	*	180	*
人的被害 (負傷者数)	建物倒壊 (人)	20	*	180	30
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物 (人)	*	—	40	—
	津波 (人)	0	0	20	0
	急傾斜地崩壊 (人)	*	—	*	—
	火災 (人)	*	—	*	—
	ブロック塀 (人)	*	—	*	—
	合計 (人)	20	*	200	30～
人的被害 (うち重傷者数)	建物倒壊 (人)	10	*	100	20
	うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物 (人)	*	—	10	—
	津波 (人)	0	0	10	0
	急傾斜地崩壊 (人)	*	—	*	—
	火災 (人)	*	—	*	—
	ブロック塀 (人)	*	—	*	—
合計 (人)	10	*	110	20～	
避難者数 1日後の	避難所	20	*	1,000	620
	避難所外	10	*	620	330
	合計	30	10	1,700	950

< 想定条件 > 冬の深夜に発生。避難速度は1分あたり35m。浸水域外への最短直線距離の1.5倍の距離を避難。

防災・減災対策の内容

< 計画当初 >

- 避難のタイミング
 - ・ 10分後に避難開始：20%
 - ・ 20分後に避難開始：50%
 - ・ 津波が到達してから避難開始：30%
- H25.3時点の津波避難タワー、津波ビルを考慮 (整備率※26%)
- 住宅の耐震率：74%
(※整備率はH25.2時点の整備予定箇所による)



< 対策後 >

- 避難開始のタイミング
 - ・ 10分後に避難開始：100%
- 建設予定の避難路・避難所、津波避難タワーの整備が完了 (整備率100%)
- 住宅の耐震率：100%

第4章 防災ビジョン

近年全国各地で発生している「水害」「土砂災害」「地震災害」「竜巻災害」等、『いつ・どこで・どのような災害が発生するのか』といった予測を超える災害が多くなっている。

本村においては、土佐湾に位置し、和食川、赤野川が流れ、内水氾濫を含めた水害、土砂災害等の対策が求められる地域である。水害に伴う土砂災害やこれらに係る二次災害等に対処するため、本村の防災ビジョンとして防災対策に関する基本方針を掲げる。

自然災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、自らの安全を確保する『自助』、地域コミュニティ等による相互扶助による『共助』、行政による『公助』が必要であり、この『三助』に基づく防災ビジョンとする。

こうした防災の基本的な考え方を踏まえた上で、村民個人やその家庭、地域コミュニティ、企業、団体等社会のさまざまな主体が連携し、日常的に減災に向けた取り組みを進め、村民の生命の安全と財産の維持確保を目標とし、本村の防災ビジョンとする。また、以下に示す3つの基本方針に沿って防災対策を展開する。

【防災対策に関する3つの基本方針】

- 1 災害に強いむらづくり
- 2 災害時要配慮者に配慮した防災体制づくり
- 3 コミュニティ防災力の向上

第1節 災害に強いむらづくり

災害に強いむらづくりに向け、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点等の整備点検を確実に実施するとともに、浸水時における避難場所の確保等に向けた周辺市町村との相互応援や連携体制等の対策を講じ、災害に強いむらづくりを進める。

第1 自助活動

自らの生命は自己の力により守っていくといった考え方に改めて普及啓発し、自己責任において対応できる自主的な減災対策を促進する。

第2 共助活動

地域のコミュニティ防災組織の活動を見直し、避難路や避難地等の点検活動等、常用的な防災活動を促進する。

第3 公助活動

公共施設の耐震化、浸水対策等を進めるとともに、農地等被災による経済的な損失を極力軽減するため、計画的に減災に向けた土地利用を推進するなど、公共の役割を果たす防災対策のむらづくりを推進する。

第2節 災害時要配慮者等の支援に資する人づくり

高齢者（とりわけ独居老人）、障がい者等いわゆる災害時要配慮者の増加が今後とも見込まれる中で、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災のさまざまな場面において、災害時要配慮者に支援を実践する人材の確定と育成を図り、災害に対処できる人づくりに努める。

第1 自助活動

自力で避難が困難であると考えられる村民は、あらかじめ災害時要配慮者の登録を促す等、自己の身体状況及び判断能力を考慮し、災害発生時の対策を講ずる。

第2 共助活動

災害時避難支援プラン（個別計画）を作成し、地域のコミュニティや自主防災組織がともに協力し合い、災害時要配慮者避難の支援に当たる人材の確保・育成・連携等の体制を整備し、迅速かつ適切な避難活動を図る。

第3 公助活動

災害時避難支援プラン（村全体計画）を作成するとともに、災害時要配慮者台帳や要配慮者マップを作成するなど、村民や各団体の協力を得て、災害時要配慮者に対する支援を円滑に実施するためのリーダーの育成や庁内関係部課局における担当者の連携等、防災体制機構づくりを進める。

第3節 コミュニティ防災力の向上

村民意識及び生活環境の変化として、一般的な傾向として近隣扶助の意識の低下等に考慮し、コミュニティ単位での自主防災組織等の強化を促すとともに、障がい者、高齢者等の災害時要配慮者を含めた多くの地域住民連携参加による防災活動を実施する。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女が共同して、減災活動や防災活動に参画するシステムづくりに努める。

第1 自助活動

地域の防災訓練や自主防災組織の活動等への積極的な参加を促すとともに、日ごろから家庭内の連絡体制や、情報の収集方法等について話し合うなど、自力で災害に対処するための心構えと知識の習得を促し、自主防災力の向上に努める。

第2 共助活動

自主防災組織の活動の啓発に努めるとともに、あらかじめ昼夜間の対応の相違等、可能な限り細部にわたる対応策を検討し、緊急時において迅速かつ的確な防災活動を実施できる体制づくりを進める。

第3 公助活動

コミュニティレベルでの防災体制強化に向け、災害時の防災訓練や研修機会を提供するとともに、日常的な防災活動の展開に向けた活動の場づくり、情報の提供等に努め、コミュニティ防災力の向上に向けた取り組みを進める。

第5章 芸西村防災会議

芸西村防災会議の所掌事務等について定める。

第1節 設置及び所掌事務

災害対策基本法（昭和36年（1961年）法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、芸西村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定める。

第1 芸西村地域防災計画の作成と実施

芸西村地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。

第2 芸西村水防計画の調査審議

芸西村水防計画を調査審議すること。

第3 災害に関する情報の収集

村に災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

第4 非常災害に対する計画の作成と実施

非常災害に際し、緊急に関する計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。

第5 事務

第1～4までに掲げるほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務に関すること。

第2節 組織及び運営

芸西村防災会議は、災害対策基本法第16条及び芸西村防災会議条例に基づき、村長を会長に置き、防災関係各機関から村長が任命する職員を委員として組織する。

芸西村防災会議は、災害対策基本法第42条に基づき、芸西村防災計画を作成し、毎年計画の内容に検討を加え、必要があるときはこれを修正し、地域防災の方針決定と計画の推進を図る。

第6章 防災関係機関

防災関係機関はその責務を果たすため、相互に連携・協力しながら防災に係る事務又は業務を遂行する。

第1節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、防災業務の実施に関して次の責務を負う。

第1 村

村は、一次的に災害に対処する責務を負う基本的な地方公共団体として、村の地域に係る地域防災計画を作成して防災活動を実施する。

第2 県

県は、法令及び県の計画の定めるところにより防災活動を実施するとともに、村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつその総合調整を行うため、村と緊密な連絡体制を構築する。

第3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、その所掌する事務又は業務について防災に関する計画を定めて防災活動を実施するとともに、村及び県の防災活動が円滑に行われるよう指導等を行う。

第4 指定公共機関・指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に照らして、自ら防災活動を実施するとともに、村及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

第5 公共的団体・防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には応急措置を実施する。

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

村の地域に係る防災に関し、村及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりとする。

第1 地方自治体

機 関 名	処理すべき事務又は業務
芸西村	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画の作成 2 防災に関する組織の整備 3 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 4 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 6 防災施設の新設、改良及び復旧 7 防災のための施設、設備の整備及び点検 8 災害に関する情報の収集、伝達及び広報、被害調査 9 避難の勧告又は指示及び避難地の開設 10 消防、水防その他応急措置 11 被災者に対する救助及び救護等の措置 12 緊急輸送の確保 13 食糧、医薬品、その他物資の確保 14 農業協同組合等の団体及び村民による自主防災組織の育成指導 15 災害時の保健衛生及び応急教育、交通対策 16 その他の災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 17 災害復旧・復興の実施
高知県	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画の作成 2 防災に関する組織の整備 3 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 4 自主防災組織の育成指導、その他県民の災害対策の促進 5 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 6 防災のための施設、設備の整備及び点検 7 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 8 避難の指示及び避難場所の開設の指示 9 水防その他応急措置 10 被災者に対する救助及び救護等の措置 11 緊急輸送の確保 12 食糧、医薬品、その他物資の確保 13 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保 14 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 15 その他災害の発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置 16 災害復旧・復興の実施

第2 指定地方行政機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
中国四国管区 警察局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 管区内各県警察の災害警察活動及び相互援助の指導調整 2 他管区警察局長及び管区内防災関係機関との連携 3 管区内各県警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡 4 警察通信の確保及び統制 5 管区内各県警察への気象警報等の伝達
四国財務局長 高知財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設災害復旧事業費査定立会 2 農林水産業施設に関する災害復旧事業費査定立会 3 災害時における金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で次の事項の実施を要請 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害関係の融資 (2) 預貯金の払戻し及び中途解約 (3) 手形交換、休日営業等の配慮 (4) 保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予 (5) その他非常金融措置 4 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付 5 地方公共団体に対する短期資金の貸付 6 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
四国厚生支局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整
中国四国農政局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防災 2 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理 3 農作物に対する被害防止のための営農技術指導 4 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物の被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食糧品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策 5 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同利用施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と合併実施する災害関連事業 6 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく天災資金、株式会社日本政策金融公庫資金等の融資
中国四国農政局 高知農政事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における応急食糧の緊急引渡し
四国森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施 2 国有保安林の整備保全 3 災害応急対策用木材（国有林）の需給調整
四国経済産業局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 2 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 3 災害時における電気、ガス、石油製品事業にかかる応急対策等
中国四国産業 保安監督部長 四国支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における電気、ガス事業にかかる応急対策等 2 危険物等の保安の確保 3 鉱山における災害の防止 4 鉱山における災害の応急対策
四国運輸局長 高知運輸支局長	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における自動車による輸送の斡旋 2 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するための船舶等の調達斡旋
大阪航空局長 高知空港事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における人員、応急物資の空輸に対する利便確保 2 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化

機 関 名	処理すべき事務又は業務
高知海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 海上災害に関する警報等の伝達・警戒 2 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 3 海上における人命救助 4 避難者、救援物資等の緊急輸送 5 係留岸壁付近、航路及びその周辺海域の水深調査 6 海上における流出油事故に関する防除措置 7 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 8 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止 9 海上治安の維持 10 海上における特異事象の調査
高知地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報の発表並びに関係機関への伝達 2 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 3 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 4 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
四国総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種非常通信訓練の実施及びその指導 2 高知県非常通信協議会の育成指導 3 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理 4 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集 5 災害時における通信機器の供給の確保
高知労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業場施設及び労働者の被災状況の把握 2 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導 3 災害応急、復旧工事等に従事する労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導 4 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導 5 労働条件の確保に向けた総合相談 6 事業場の閉鎖等による賃金未払労働者に対する未払賃金立替払 7 被災労働者に対する労災保険給付 8 労働保険料の納付に関する特例措置 9 雇用保険の失業認定に関すること 10 被災事業所離職者に対する求職者給付に関すること
四国地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧 2 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達 3 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達 4 直轄河川の水質事故対策、通報等 5 直轄ダムの放流等通知 6 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止 7 港湾・海岸・空港の災害応急対策 8 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除 9 災害関連情報の伝達・提供 10 災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動 11 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援
中国四国防衛局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整 2 災害時における米軍部隊との連絡調整

第3 自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務
自衛隊	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集 2 村、県が実施する防災訓練への協力 3 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防疫、通信支援、人員・物資の緊急輸送、炊飯、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去) 4 防衛省の管理に属する物品の災害救助のための無償貸与及び譲与

第4 指定公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
西日本電信電話株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 電話通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害非常通話の調整及び気象警報等の伝達
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国	<ol style="list-style-type: none"> 1 電話通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害非常通話の確保
KDDI株式会社 高松テクニカルセンター	<ol style="list-style-type: none"> 1 電話通信設備の保全及びその災害復旧 2 災害時における通信の疎通確保
日本郵便株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除 4 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分 5 被災者の救援を目的とする寄附金送金のための郵便振替の料金免除 6 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い 7 通信病院の医療救護活動 8 簡易保険福祉事業団に対する災害救護活動の要請 9 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立金による短期融資
日本銀行 高知支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 現金の確保及び決済機能の維持 2 金融機関の業務運営の確保 3 非常金融措置の実施
日本赤十字社	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護 2 遺体の処理及び助産 3 血液製剤の確保及び供給のための措置 4 被災地応援救護班の編成、派遣の措置 5 被災者に対する救援物資の配布 6 義援金の募集受付 7 防災ボランティアの登録及び育成 8 防災ボランティアの活動調整 9 各種ボランティアの調整、派遣
日本放送協会	<ol style="list-style-type: none"> 1 村民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 2 災害時における広報活動及び被害状況等の速報 3 生活情報、安否情報の提供 4 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
西日本高速道路株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 管理する道路等の保全及び災害復旧
四国旅客鉄道株式会社	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の保全 2 救助物資及び避難者の輸送の協力

機 関 名	処理すべき事務又は業務
四国電力株式会社	1 電力施設等の保全、保安 2 電力の供給

第 5 指定地方公共機関

機 関 名	処理すべき事務又は業務
一般社団法人 高知県エルピーガス協会	1 ガス施設の保全、保安 2 ガスの供給 3 避難所への支援
株式会社高知放送 株式会社テレビ高知 高知さんさんテレビ株式会社 株式会社エフエム高知	1 気象警報等の放送 2 災害時における広報活動 3 村民に対する防災知識の普及 4 村民に対する災害応急対策等の周知徹底 5 生活情報、安否情報の提供
社団法人 高知県バス協会	1 災害時における旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
土佐くろしお鉄道株式会社	1 鉄道施設等の保全 2 救助物資及び避難者の輸送の協力
一般社団法人高知県 トラック協会	1 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
一般社団法人高知県医師会	1 災害時における救急医療活動 2 大規模災害時には、「高知県災害医療救護計画」に基づき各郡市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力の上救急医療活動を行う。
一般社団法人 高知県建設業協会	1 災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関する事
公益社団法人 高知県看護協会	1 災害看護に関する事 2 災害時要配慮者等の健康対策に関する事
社会福祉法人 芸西村社会福祉協議会	1 災害時要配慮者対策等の地域の防災対策への協力に関する事 2 災害時の福祉施設の人材の斡旋に関する事 3 災害ボランティアに関する事 4 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関する事
株式会社高知新聞社	1 住民に対する防災知識の普及に関する事 2 災害時における広報活動 3 生活情報、安否情報の提供

第7章 村民、事業所の責務

第1節 村民

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、村民はその自覚をもち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には災害時要配慮者とともに早めに避難を行う。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力を努める。

また、3日分相当の食糧、飲料水、生活必需品の備蓄に努める。

第2節 事業所

事業所は、災害時に果たす役割を充分認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施する等防災活動の推進に努める。

【災害時に果たす役割】

- 1 従業員や利用者の安全確保
- 2 事業の継続
- 3 地域への貢献・地域との共生
- 4 二次災害の防止

※BCP（business continuity plan）事業継続計画

企業が災害や事故等の予期せぬ出来事の発生により、限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、ないし目標復旧時間以内に再開できるようにするために、事前に策定する行動計画

第 8 章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災緊急事業五箇年計画の推進について定める。

南海トラフを震源とする巨大地震から村土並びに村民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき次の施設等は、地震防災対策特別措置法（平成 7 年（1995 年）法律第 111 号）に基づく「第 4 次地震防災緊急事業五箇年計画」を踏まえ、計画的に整備を図る。

なお、村有施設の耐震化は、今後、検討の上、整備計画をたて、整備を図る。

第 1 節 整備箇所

- 1 庁舎の改築又は補強・建替え
- 2 避難地整備・機能強化及び避難施設の整備及び機能強化
- 3 避難路
- 4 消防用施設及び消防用車両・資機材庫
- 5 消防活動を確保するための道路
- 6 高規格道路等
- 7 緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設、漁港施設
- 8 共同溝
- 9 社会福祉施設の改築・建替え
- 10 公立の小学校、中学校の改築又は補強・建替え
- 11 津波発生時における円滑な避難確保のための海岸保全施設、河川管理施設
- 12 砂防施設、保安施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- 13 地域防災拠点施設
- 14 防災行政無線及び情報伝達手段の多重化
- 15 老朽住宅密集地における延焼防止上必要な道路若しくは公園、緑地、広場その他の公共空地又は建築物
- 16 備蓄倉庫整備及び公共施設改築による備蓄保管場所の確保
- 17 耐震性貯水槽
- 18 避難場所となりえる施設の改築又は補強
- 19 水道施設の補強・改築、給水拠点の設備
- 20 津波避難タワーの整備
- 21 その他